

議第110号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地域水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 9 月15日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市地域水道条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。

別表黒田簡易水道の項中「同区京北上黒田町瀧坂」を「同区京北上黒田町仲西の一部，同区京北上黒田町瀧坂，同区京北上黒田町割坂の一部，同区京北上黒田町小谷の一部」に改め，「同区京北宮町宮野」の右に「，同区京北宮町下田野の一部」を，「同区京北宮町日吉」の右に「，同区京北宮町東中山の一部」を，「同区京北宮町黒野」の右に「，同区京北宮町中食東山の一部」を，「同区京北下黒田町掛尾」の右に「，同区京北下黒田町井花谷の一部，同区京北下黒田町中山の一部」を加え，同表京北北部簡易水道の項中「同区京北小塩町西谷口」の右に「，同区京北小塩町才神の一部」を，「同区京北初川町北平」の右に「，同区京北初川町南平の一部」を加え，「及び同区京北井戸町寺山」を「，同区京北井戸町寺山，同区京北井戸町新甘ケ市の一部，同区京北井戸町出合の一部及び同区京北井戸町春日野の一部」に改め，同表京北中部簡易水道の項中「同区京北大野町長池」の右に「，同区京北大野町坪阪の一部」を，「同区京北比賀江町院谷」の右に「，同区京北比賀江町烏谷の一部」を，「同区京北比賀江町坊ヶ瀬」の右に「，同区京北比賀江町西ヶ久保の一部」を，「同区京北比賀江町東中溝」の右に「，同区京北比賀江町薦谷の一部」を加え，「同区京北中江町下ノ町」を「同区京北中江町吉田谷の一部，同区京北中江町下ノ町，同区京北中江町向河原の一部」に改め，「同区京北塔町隠谷」の

右に「同区京北塔町宮ノ谷の一部」を、「同区京北鳥居町市無」の右に「同区京北鳥居町口山田の一部、同区京北鳥居町茨谷の一部」を加え、「同区京北下町島崎」を「同区京北下町細谷山田の一部、同区京北下町竜ヶ瀬の一部、同区京北下町島崎、同区京北下町藤原台の一部、同区京北下町森脇の一部、同区京北下町高野の一部」に改め、「同区京北五本松町谷田ヶ沢」の右に「同区京北五本松町辰振の一部」を、「同区京北五本松町下川原」の右に「の一部、同区京北五本松町内川原」を、「同区京北周山町百ノ角」の右に「同区京北周山町女ヶ野の一部、同区京北周山町流田の一部、同区京北周山町風呂谷の一部」を、「同区京北周山町馬場瀬」の右に「同区京北周山町尼谷の一部」を加え、同表弓削簡易水道の項中「同区京北上中町制札」の右に「同区京北上中町稻荷の一部」を、「同区京北上中町宮ノ谷」の右に「の一部、同区京北上中町中道寺」を、「同区京北下中町寺ノ下」の右に「同区京北下中町早迫の一部」を、「同区京北下中町西上ノ山」の右に「同区京北下中町千谷の一部、同区京北下中町鴨瀬の一部」を、「同区京北下中町新七町田」の右に「同区京北下中町新町田の一部」を、「同区京北下弓削町西櫻」の右に「同区京北下弓削町新矢谷前の一部」を、「同区京北赤石町滝ヶ谷」の右に「同区京北赤石町新鳥ヶ口の一部」を、「同区京北田貫町駒谷籠」の右に「の一部、同区京北田貫町下新田の一部、同区京北田貫町上新田の一部、同区京北田貫町中新田」を、「同区京北上弓削町舟」の右に「同区京北上弓削町鴨瀬の一部、同区京北上弓削町東向谷の一部」を、「同区京北上弓削町大我屋」の右に「同区京北上弓削町イソギ谷の一部」を、「同区京北上弓削町神ノ本」の右に「同区京北上弓削町盛本の一部」を、「同区京北上弓削町スノコバシ」の右に「同区京北上弓削町口朝日の一部」を加え、「同区京北上弓削町小穂谷」を「同区京北上弓削町前川原の一部、同区京北上弓削町小穂谷、同区京北上弓削町向山田の一部」に改め、「同区京北上弓削町下中ノ上」の右に「の一部、同区京北上弓削町河原の一部、同区

京北上弓削町新沢の一部，同区京北上弓削町新知谷の一部，同区京北上弓削町岡ノ里の一部，同区京北上弓削町小倉谷口の一部，同区京北上弓削町スノコの一部，同区京北上弓削町朝日の一部，同区京北上弓削町二反目」を加え，同表京北西部簡易水道の項中「同区京北宇野町下縄手」の右に「，同区京北宇野町持越の一部」を，「同区京北宇野町奥中」の右に「，同区京北宇野町東の一部，同区京北宇野町西の一部」を加え，「同区京北浅江町鍋谷」を「同区京北浅江町夷ヶ谷の一部，同区京北浅江町北ヶ谷の一部，同区京北浅江町西山の一部，同区京北浅江町鍋谷の一部，同区京北浅江町上ノシロ」に，「同区京北浅江町上エ段」を「同区京北浅江町古沢谷の一部，同区京北浅江町上エ段，同区京北浅江町古夷の一部」に改め，「同区京北西町平垣内」の右に「，同区京北西町上迫田の一部」を，「同区京北西町西ノ本」の右に「，同区京北西町西ヶ嶽の一部，同区京北西町迫ヶ谷の一部」を，「同区京北矢代中町仲ノ下」の右に「，同区京北矢代中町溝ノ下の一部」を，「同区京北矢代中町エゴノシタ」の右に「，同区京北矢代中町栗木田の一部」を，「同区京北矢代中町馬場谷道ノ上」の右に「，同区京北矢代中町坂尻の一部」を，「同区京北漆谷町二河」の右に「の一部，同区京北漆谷町雫谷」を，「同区京北熊田町廣野」の右に「，同区京北下熊田町丸山の一部」を，「同区京北下熊田町妙見谷」の右に「，同区京北下熊田町樋ノ詰の一部」を加え，「同区京北下熊田町岡ノ淵」を「同区京北下熊田町南谷の一部，同区京北下熊田町岡ノ淵，同区京北下熊田町腰前的一部分」に，「同区京北下熊田町岩楯」を「同区京北下熊田町御霊ノ前的一部分，同区京北下熊田町岩楯，同区京北下熊田町今峠の一部」に改め，「同区京北周山町山キハ」の右に「，同区京北周山町魚ヶ淵の一部」を，「同区京北柏原町東谷」の右に「，同区京北柏原町不動の一部」を，「同区京北弓槻町ズン越」の右に「，同区京北弓槻町川西の一部」を，「同区京北栃本町南川原」の右に「，同区京北栃本町新田の一部」を，「同区京北栃本町打田」の右に「，同区京北栃本町沓ヶ谷の一部，同区京北栃本

町音谷の一部，同区京北栃本町南の一部，同区京北栃本町北の一部」を，「同区京北中地町平野」の右に「，同区京北中地町神田の一部」を加え，「同区京北明石町橋下」を「同区京北明石町島堤の一部，同区京北明石町橋下，同区京北明石町中山の一部」に，「同区京北明石町宮下」を「同区京北明石町宮ノ谷の一部，同区京北明石町中代の一部，同区京北明石町宮下，同区京北下宇津町向農の一部」に改め，「同区京北下宇津町西街内」の右に「，同区京北下宇津町高谷の一部」を，「同区京北下宇津町宮ノ下」の右に「，同区京北下宇津町大向山の一部」を加え，同表熊田簡易水道の項中「京都市右京区京北熊田町雨ヶ岳」を「京都市右京区京北熊田町東谷の一部，同区京北熊田町雨ヶ岳」に改め，「同区京北熊田町坊」の右に「，同区京北熊田町大藤の一部，同区京北熊田町稲谷の一部」を加え，「及び同区京北熊田町矢谷口」を「，同区京北熊田町矢谷口及び同区京北熊田町新田の一部」に改め，同表細野簡易水道の項中「京都市右京区京北細野町余野谷西平」の右に「の一部，同区京北細野町湊石」を，「同区京北細野町井根砂子」の右に「，同区京北細野町土取場の一部」を，「同区京北細野町上壬生垣内」の右に「，同区京北細野町田尻谷の一部」を加え，「同区京北細野町栢尾谷」を「同区京北細野町高間谷の一部，同区京北細野町栢尾谷の一部，同区京北細野町安間谷の一部，同区京北細野町尾山」に改め，「同区京北細野町野原」の右に「，同区京北細野町里山の一部」を加え，「同区京北細野町東山」を「同区京北細野町宮山の一部，同区京北細野町崩山の一部，同区京北細野町東山の一部，同区京北細野町長野」に改め，同表余野飲料水供給施設の項中「及び同区京北細野町上北」を「，同区京北細野町上北及び同区京北細野町余野の一部」に改める。

第2条 京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。

別表京北北部簡易水道の項を削り，同表京北中部簡易水道の項を次のように改める。

京都市右京区京北小塩町恵美酒，同区京北小塩町初川口，同区京北小塩町宇津輪，同区京北小塩町今井，同区京北小塩町ヌグイ，同区京北小塩町水木，同区京北小塩町上野，同区京北小塩町田中，同区京北小塩町森脇，同区京北小塩町坊野，同区京北小塩町上坂，同区京北小塩町丸山，同区京北小塩町西谷口，同区京北小塩町才神の一部，同区京北小塩町西附，同区京北初川町初川口，同区京北初川町縄手，同区京北初川町口山田，同区京北初川町北平，同区京北初川町南平の一部，同区京北井戸町上町の一部，同区京北井戸町丸山，同区京北井戸町才神，同区京北井戸町上台，同区京北井戸町下台，同区京北井戸町小塩口，同区京北井戸町神子ケ市，同区京北井戸町甘ケ市，同区京北井戸町南谷の一部，同区京北井戸町峯山，同区京北井戸町吹ケ谷の一部，同区京北井戸町祭神，同区京北井戸町寺山，同区京北井戸町新甘ケ市の一部，同区京北井戸町出合の一部，同区京北井戸町春日野の一部，同区京北大野町廣畑，同区京北大野町横枕，同区京北大野町西三角，同区京北大野町長池，同区京北大野町坪阪の一部，同区京北大野町小野ケ市，同区京北大野町小野内，同区京北大野町清水，同区京北大野町時杠渡，同区京北大野町森田，同区京北大野町小倉，同区京北大野町菖蒲ケ回互，同区京北比賀江町長塚，同区京北比賀江町院谷，同区京北比賀江町烏谷の一部，同区京北比賀江町田布施，同区京北比賀江町亀ノ甲，同区京北比賀江町藤原，同区京北比賀江町口烏谷，同区京北比賀江町勝山，同区京北比賀江町中西，同区京北比賀江町坊ヶ瀬，同区京北比賀江町西ヶ久保の一部，同区京北比賀江町東谷，同区京北比賀江町部曾谷の一部，同区京北比賀江町川久保，同区京北比賀江町宮ノ前，同区京北比賀江町水落，同区京北比賀江町東中溝，同区京北比賀江町薦谷の一部，同区京北中江町中田，同区京北中江町横手，同区京北中江町上ノ町，同区京北中江町谷川尻，同区京北中江町清水尻，同区京北中江町吉田谷の一部，同区京北中江町下ノ町，同区京北中江町向河原の一部，同区京北塔町上ノ段，同区京北塔町田布施，同区京北塔町狭間谷，同区京北塔町木戸野，同区京北塔町三明谷，同区京北塔町郷藏前，同区京北塔町宮ノ前，同区京北

塔町愛宕谷，同区京北塔町宮ノ上，同区京北塔町中筋浦，同区京北塔町三明谷ノ上の一部，同区京北塔町隠谷，同区京北塔町宮ノ谷の一部，同区京北辻町狭間ノ元，同区京北辻町藤野ノ元，同区京北辻町下河原，同区京北辻町馬場東，同区京北辻町左近繩手，同区京北辻町日吉ノ元，同区京北辻町権現ノ元，同区京北辻町宮ノ前，同区京北辻町清水谷，同区京北辻町向河原，同区京北鳥居町西山ノ元，同区京北鳥居町松根，同区京北鳥居町宮ノ元，同区京北鳥居町赤穂田，同区京北鳥居町向河原，同区京北鳥居町宇川，同区京北鳥居町床波，同区京北鳥居町市無，同区京北鳥居町口山田の一部，同区京北鳥居町茨谷の一部，同区京北鳥居町中山田，同区京北鳥居町昇尾，同区京北鳥居町伏拜，同区京北鳥居町繩手，同区京北下町藤原，同区京北下町樋爪，同区京北下町釜口谷山田，同区京北下町江尻，同区京北下町萱野，同区京北下町畑ヶ谷，同区京北下町岩ノ元，同区京北下町森ヶ坪，同区京北下町山ノ鼻，同区京北下町川端，同区京北下町岩ノ上，同区京北下町船坂の一部，同区京北下町折谷，同区京北下町畑野，同区京北下町清水尻，同区京北下町谷川尻，同区京北下町細谷山田の一部，同区京北下町竜ヶ瀬の一部，同区京北下町島崎，同区京北下町藤原台の一部，同区京北下町森脇の一部，同区京北下町高野の一部，同区京北下町上ヶ市の一部，同区京北下町殿橋ノ元，同区京北宇野町エボシ，同区京北宇野町南ノ本，同区京北宇野町甘谷，同区京北宇野町下繩手，同区京北宇野町持越の一部，同区京北宇野町久保ノ鼻，同区京北宇野町ササラの一部，同区京北宇野町谷ノ本，同区京北宇野町杉繩手，同区京北宇野町広野，同区京北宇野町中宇野，同区京北宇野町奥中，同区京北宇野町東の一部，同区京北宇野町西の一部，同区京北浅江町川西，同区京北浅江町下夕目，同区京北浅江町夷ヶ谷の一部，同区京北浅江町北ヶ谷の一部，同区京北浅江町西山の一部，同区京北浅江町鍋谷の一部，同区京北浅江町上ノシロの一部，同区京北浅江町川東，同区京北浅江町古沢谷の一部，同区京北浅江町上エ段，同区京北浅江町古夷の一部，同区京北浅江町繩手の一部，同区京北西町下迫田，同区京北西町上ノ垣内，同区京北西町平垣内，同区京

	<p>京北中部簡易水道</p>	<p>北西町上迫田の一部, 同区京北西町松月, 同区京北西町大坪代, 同区京北西町西ノ本, 同区京北西町西ヶ嶽の一部, 同区京北西町迫ヶ谷の一部, 同区京北西町中通, 同区京北矢代中町馬場谷道ノ下, 同区京北矢代中町仲ノ下, 同区京北矢代中町溝ノ下の一部, 同区京北矢代中町正雲庵, 同区京北矢代中町宮ヶ谷, 同区京北矢代中町エゴノシタ, 同区京北矢代中町栗木田の一部, 同区京北矢代中町大倉, 同区京北矢代中町百合ノ下, 同区京北矢代中町馬場谷道ノ上, 同区京北矢代中町坂尻の一部, 同区京北漆谷町大蔵, 同区京北漆谷町投ヶの一部, 同区京北漆谷町二河の一部, 同区京北漆谷町零谷の一部, 同区京北漆谷町越田, 同区京北漆谷町南谷, 同区京北漆谷町谷北, 同区京北漆谷町東野, 同区京北漆谷町中島, 同区京北漆谷町堺谷, 同区京北漆谷町川東, 同区京北漆谷町川西, 同区京北漆谷町船里, 同区京北漆谷町西野, 同区京北熊田町東谷の一部, 同区京北熊田町雨ヶ岳の一部, 同区京北熊田町小田原谷, 同区京北熊田町善花坊, 同区京北熊田町奥山口, 同区京北熊田町四通り田, 同区京北熊田町高谷, 同区京北熊田町白草ノシタ, 同区京北熊田町沖代, 同区京北熊田町坊ノシタ, 同区京北熊田町坊, 同区京北熊田町大藤の一部, 同区京北熊田町稲谷の一部, 同区京北熊田町東ノ本, 同区京北熊田町山伏ノ本, 同区京北熊田町岬ヶ鼻, 同区京北熊田町宮ノ前, 同区京北熊田町梅ノ木谷, 同区京北熊田町深毛, 同区京北熊田町縄手ノ下, 同区京北熊田町松ヶ下, 同区京北熊田町廣野, 同区京北熊田町木戸ヶ谷, 同区京北熊田町矢谷口, 同区京北熊田町新田の一部, 同区京北下熊田町丸山の一部, 同区京北下熊田町萱ノ谷, 同区京北下熊田町座頭谷, 同区京北下熊田町峠菖蒲谷, 同区京北下熊田町泓ヶ, 同区京北下熊田町岩ヶ谷の一部, 同区京北下熊田町宮ノ前, 同区京北下熊田町保井谷, 同区京北下熊田町十王前, 同区京北下熊田町妙見谷, 同区京北下熊田町樋ノ詰の一部, 同区京北下熊田町杉ノ谷, 同区京北下熊田町口谷, 同区京北下熊田町小山田輪, 同区京北下熊田町前田谷, 同区京北下熊田町南谷の一部, 同区京北下熊田町岡ノ淵, 同区京北下熊田町腰前的一部分, 同区京北下熊田町坂原中ノ谷, 同区京北下熊田町南, 同区京北下熊田町上</p>	
--	-----------------	--	--

沢, 同区京北下熊田町鍋谷, 同区京北下熊田町御霊ノ前の一部, 同区京北下熊田町岩楯, 同区京北下熊田町今峠の一部, 同区京北下熊田町藪ノ下, 同区京北下熊田町岩ヶ坪, 同区京北下熊田町木短田, 同区京北下熊田町東旦, 同区京北下熊田町南平, 同区京北下熊田町西平, 同区京北下熊田町中平, 同区京北下熊田町東平, 同区京北五本松町垣内, 同区京北五本松町平谷, 同区京北五本松町下八面田, 同区京北五本松町セバト口, 同区京北五本松町セバト, 同区京北五本松町谷田ヶ沢, 同区京北五本松町辰振の一部, 同区京北五本松町吉谷の一部, 同区京北五本松町下川原の一部, 同区京北五本松町内川原の一部, 同区京北五本松町東里, 同区京北五本松町下里, 同区京北五本松町西山, 同区京北五本松町西稲川原, 同区京北五本松町中稲川原, 同区京北五本松町上川原, 同区京北五本松町稲谷口, 同区京北五本松町小山越, 同区京北五本松町上八面田, 同区京北五本松町新稲谷口の一部, 同区京北周山町奥ノ堂, 同区京北周山町百ノ角, 同区京北周山町女ヶ野の一部, 同区京北周山町流田の一部, 同区京北周山町風呂谷の一部, 同区京北周山町小柳, 同区京北周山町タツブリ, 同区京北周山町北谷, 同区京北周山町上太田, 同区京北周山町太田, 同区京北周山町下太田, 同区京北周山町卯瀧谷, 同区京北周山町猪ノ谷, 同区京北周山町岩ヶ谷, 同区京北周山町宮ノ下, 同区京北周山町上植代, 同区京北周山町上代, 同区京北周山町馬場瀬, 同区京北周山町尼谷の一部, 同区京北周山町上寺田, 同区京北周山町下寺田, 同区京北周山町高梨子, 同区京北周山町西丁田, 同区京北周山町下台, 同区京北周山町東丁田, 同区京北周山町上ヶ市, 同区京北周山町室谷, 同区京北周山町下岩ヶ谷, 同区京北周山町中ヶ市, 同区京北周山町下ヶ市, 同区京北周山町泓, 同区京北周山町経塚, 同区京北周山町河端, 同区京北周山町上ノ段, 同区京北周山町明ヶ市, 同区京北周山町森ノ下, 同区京北周山町森ノ尾, 同区京北周山町綾ノ森, 同区京北周山町ダイラ, 同区京北周山町アチラ谷, 同区京北周山町淵ノ上, 同区京北周山町フケ, 同区京北周山町山キハ, 同区京北周山町中山, 同区京北周山町太年, 同区京北周山町城山, 同区京北周山町東山の一部, 同



区京北周山町河原谷, 同区京北周山町杉ヶ谷, 同区京北周山町大山, 同区京北周山町魚ヶ淵の一部, 同区京北周山町中嶋, 同区京北柏原町保木, 同区京北柏原町山根, 同区京北柏原町フケ, 同区京北柏原町高野谷, 同区京北柏原町ハブ, 同区京北柏原町高瀬, 同区京北柏原町東谷, 同区京北柏原町不動の一部, 同区京北柏原町畑ヶ中, 同区京北柏原町冬サコ, 同区京北柏原町川北, 同区京北柏原町川南, 同区京北弓槻町恋月, 同区京北弓槻町東垣内, 同区京北弓槻町南ノ下, 同区京北弓槻町坊ノ下, 同区京北弓槻町切畠, 同区京北弓槻町西山, 同区京北弓槻町東山, 同区京北弓槻町段ノ上, 同区京北弓槻町下山, 同区京北弓槻町神殿垣内, 同区京北弓槻町ズン越, 同区京北弓槻町川西の一部, 同区京北栃本町宮ノ前, 同区京北栃本町川合, 同区京北栃本町東町, 同区京北栃本町西町, 同区京北栃本町南川原, 同区京北栃本町新田の一部, 同区京北栃本町正尺, 同区京北栃本町打田, 同区京北栃本町沓ヶ谷の一部, 同区京北栃本町音谷の一部, 同区京北栃本町南の一部, 同区京北栃本町北の一部, 同区京北中地町愛宕, 同区京北中地町中地平, 同区京北中地町平ノ平, 同区京北中地町横谷口, 同区京北中地町瀧ノ肩, 同区京北中地町四ノ坪, 同区京北中地町蛸谷口, 同区京北中地町奥ノ町, 同区京北中地町中地谷, 同区京北中地町駒ヶ原, 同区京北中地町甲田, 同区京北中地町渡ヶ瀬, 同区京北中地町出張, 同区京北中地町平野, 同区京北中地町神田の一部, 同区京北明石町東代, 同区京北明石町西代, 同区京北明石町下免, 同区京北明石町西久保, 同区京北明石町島堤の一部, 同区京北明石町橋下, 同区京北明石町中山の一部, 同区京北明石町明石谷の一部, 同区京北明石町宮ノ谷の一部, 同区京北明石町中代の一部, 同区京北明石町宮下, 同区京北下宇津町向農の一部, 同区京北下宇津町東畑, 同区京北下宇津町東街内, 同区京北下宇津町中街内, 同区京北下宇津町西街内, 同区京北下宇津町高谷の一部, 同区京北下宇津町庄ノ谷, 同区京北下宇津町大平, 同区京北下宇津町宮ノ下, 同区京北下宇津町大向山の一部, 同区京北下宇津町向ヒ山の一部, 同区京北下宇津町戸堀, 同区京北下宇津町前田, 同区京北下宇津町寺ノ下, 同区京北下宇津町櫻ノ坪,

	同区京北下宇津町奥川原，同区京北下宇津町下，同区京北下宇津町中及び同区京北下宇津町上
--	--

別表京北西部簡易水道の項及び熊田簡易水道の項を削り，同表細野簡易水道の項中「京都市右京区京北細野町余野谷西平」を「京都市右京区京北細野町見通，同区京北細野町坂本，同区京北細野町奥田の一部，同区京北細野町上北，同区京北細野町余野谷西平」に改め，「同区京北細野町東山」の右に「の一部，同区京北細野町余野」を加え，同表余野飲料水供給施設の項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，市規則で定める日から施行する。ただし，第1条の規定は，公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

- 2 京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「，京北北部簡易水道」を削り，「，京北西部簡易水道，熊田簡易水道，細野簡易水道及び余野飲料水供給施設」を「及び細野簡易水道」に改める。

#### 提案理由

京北北部簡易水道，京北中部簡易水道，京北西部簡易水道及び熊田簡易水道を統合するとともに，細野簡易水道及び余野飲料水供給施設を統合する等の必要があるので提案する。